年企発０３２４第２号
平成２６年３月２４日

地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
（公印省略）

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成十四年三月二十九日年企発第〇三二九〇〇三号・年運発第〇三二九〇〇二号)」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

第１　「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成十四年三月二十九日年企発第〇三二九〇〇三号・年運発第〇三二九〇〇二号)」の一部について次のとおり改正する。

１　三の（１）②、四の（５）、五の（１）及び五の（２）中「受託保証型確定給付企業年金」を「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」に改める。

２　四の（５）の次に「（６）　（１）及び（２）にかかわらず、受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式Ｅ４によるものとし、「年金数理に関する確認」（様式Ｃ１）が添付されたものであること。」を加える。

３　（別紙１）確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準の表の「三－二　給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項」の項の「審査要領」の欄中「改定時の前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち最も低い下限予定利率を下回らない範囲で」を「規則第二十六条第三項第一号の予定利率を下回らない範囲で」に改め、同項の「規約承認（認可）事項」の欄中「（ア）定率
（イ）国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの
（ウ）（ア）、（イ）に掲げる率を組み合わせたもの
（エ）（イ）、（ウ）に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの」を「（ア）定率

（イ）国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの
（ウ）積立金の運用利回りの実績
（エ）（ア）、（イ）、（ウ）に掲げる率を組み合わせたもの
（オ）（イ）、（ウ）、（エ）に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの」に、「上記の率は、零を下回らないものであること」を「再評価に用いる指標は、当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回らないものであること」に改める。

4　別紙３の申請書類一覧（規約型企業年金）の表中
「

様式番号	承認事項等／必要な書類	規約の承認	規約変更の承認	規約変更の届出	規約の統合	規約の分割	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転	適格退職年金からの権利義務の承継	
							移転	承継存続	承継新規					承継存続	承継新規
（略）															
	実施事業所の増減に係る同意を得たことを証する書類（注４）		○				○	○					○	○	
	権利義務の移転に係る同意を得たことを証する書類（注５）						○						○		
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○		●	●	○	●	●				○	●	●
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類（注６）		○												
（略）															
C4	財政再計算報告書（注７）		○	○			○	●					○	●	
	財政再計算を行わない理由を示した書類（注７）		○	○											

	直近の決算に関する報告書（注８）			○	○											
	資産管理運用契約に関する書類（注９）		●							●						●
	労働協約等の写し（注１０）		○	○												○
（略）																
	確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類（注１１）			○							○					
（略）																
	その他の添付書類															
		労使合意に至るまでの労使協議の経緯（注１２）	●	○	○	●	●	●	●	●	●			●	●	●
		厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○											○	●
		承認前の制度の規約				●	●									
		適格退職年金契約に係る退職年金規定等													●	●

」

を

「

様式番号	承認事項等／必要な書類	規約の承認	規約変更の承認	規約変更の届出	規約の統合	規約の分割	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転
							移転	承継存続	承継新規				
（略）													
	権利義務の移転に係る同意を得たことを証する書類（注４）						○						○
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○	●	●	○	●	●				○
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類（注５）		○										
（略）													
C4	財政再計算報告書（注６）		○	○			○	●					○
	財政再計算を行わない理由を示した書類（注６）		○	○									
	直近の決算に関する報告書（注７）		○	○									
	資産管理運用契約に関する書類（注８）	●							●				
	労働協約等の写し（注９）	○	○	○									
（略）													
	確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書		○							○			

類（注１０）												
（略）												
その他の添付書類												
労使合意に至るまでの労使協議の経緯（注１１）	●	○	○	●	●	●	●	●	●			●
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○	○									
承認前の制度の規約				●	●							

」

に改め、（基金型企業年金）の表中

「

様式番号	認可事項等 ＼ 必要な書類	設立認可	規約変更の認可	規約変更の届出	基金の合併			基金の分割			他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			解散認可	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転	適格退職年金からの権利義務の承継	
					合併前基金	合併後存続基金	合併後設立基金	分割前基金	分割存続基金	分割設立基金	移転	承継存続	承継新設					承継存続	承継新設
（略）																			
	加入者となる者の数を示した書類	●	○						●	●	○	○	●				○		●
（略）																			
	実施事業所の増減に係る同意を得たことを証する書類（注４）		○								○	○					○	○	
	権利義務の移転に係る同意を得たことを証する										●						●		

	書類（注５）																		
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○			●	●		●	●	○	●	●				●	●	●
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類（注６）		○																
（略）																			
C4	財政再計算報告書（注７）		○	○		●			●		○	●					●	●	
	財政再計算を行わない理由を示した書類（注７）		○	○															
	直近の決算に関する報告書（注８）		○	○															
	資産管理運用契約に関する書類（注９）	●											●						●
	労働協約等の写し（注１０）	○	○																○
（略）																			
	確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類（注１１）		○											○					
（略）																			
	その他の添付書類																		
	労使合意に至るまでの労使協議の経緯（注１２）	●	○								●	○	●	○			●	○	●
	厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主で	●	○															○	●

		あることが分かる書類																		
		適格退職年金契約に係る退職年金規定等																	●	●

」

を

「

様式番号	認可事項等／必要な書類	設立認可	規約変更の認可	規約変更の届出	基金の合併			基金の分割			他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			解散認可	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転
					合併前基金	合併後存続基金	合併後設立基金	分割前基金	分割存続基金	分割設立基金	移転	承継存続	承継新設				
（略）																	
	加入者となる者の数を示した書類	●	○	○					●	●	○	○	●				○
（略）																	
	権利義務の移転に係る同意を得たことを証する書類（注４）										●						●
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○		●	●		●	●	○	●	●				●
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類（注５）		○														
（略）																	
C4	財政再計算報告書（注６）		○	○		●			●		○	●					●
	財政再計算を行わない理由を示した書類（注６）		○	○													

直近の決算に関する報告書（注７）		○	○													
資産管理運用契約に関する書類（注８）	●											●				
労働協約等の写し（注９）	○	○	○													
（略）																
確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類（注１０）		○											○			
（略）																
その他の添付書類																
労使合意に至るまでの労使協議の経緯（注１１）	●	○								●	○	●	○			●
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○	○													

」

に改める。

５　別紙３の（申請にあたっての注意事項）中、注４を削り、注５を注４に、注６を注５に、注７を注６に、注８を注７に、注９を注８に、注１０を注９に、注１１を注１０に、注１２を注１１に、注１３を注１２にそれぞれ改め、注１４中「受託保証型確定給付企業年金」を「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」と改め、注１４を注１３に改め、注１３の下に「（注１４）受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）については、様式Ａ１の書類に代えて様式Ｅ３の提出を可能とする。」を加える。

６　（別紙５）の企業年金基金監事監査規定要綱の別紙の決算関係監査調書の

「２　事業報告書」の表中

「

業務委託	業務委託先 業務委託内容	適・否 適・否
福祉事業	福祉事業の内容	適・否

」

を削る。

７　様式Ｃ２-ウ「給付の設計の基礎を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」の４．を５．とし、５．を６．とし、３．の下に

「

４．給付の額の改定（受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）に限る。）

□　有　　　　　□　無

（額の改定の方法）

」

を加える。

８　様式Ｃ７-イの３の（注）中「３」を「４」と改め、５の（注）中「６及び７」を「７及び８」と改める。

９　様式Ｃ７-オの３の（注）中「３」を「４」と改め、５の（注）中「６及び７」を「７及び８」と改め、７の（注）中「６」を「７」と改める。

10　様式Ｅ１及び様式Ｅ２中「受託保証型確定給付企業年金」を「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」と改める。

11　様式Ｅ２の次に様式Ｅ３として次を加える。

↓

様式Ｅ３
（規約型企業年金規約承認申請書）

第　　　　　号
平成　年　月　日

○○○○厚生（支）局長

住　　　所
事業所名称
事 業 主 名　　　　　　　　印

規約型企業年金規約承認申請書
（受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。））

標記について、確定給付企業年金法第３条第１項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

１．規約型企業年金規約（案）

２．労働組合又は被用者被保険者等の過半数を代表する者の同意書

３．労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書

４．給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類

５．労働協約等の写し

６．退職金規程及び退職手当制度の適用範囲を証する書類

７．労使合意に至るまでの経緯

８．厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類

12　様式Ｅ３の次に様式Ｅ４として次を加える。

↓

様式Ｅ４

平成　年　月　日

規約型企業年金事業及び決算に関する報告書
<受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）>
（決算日　平成　年　月　日）

規約番号
事業主名

１．適用状況

実施事業所数及び加入者数

（単位：人）

実施事業所数	

加入者数	（　　　　）

※（　）内は前年度末現在の加入者数

２．給付状況

件数及び金額

		件数	金額（円）
老齢給付	年金		
	一時金		
脱退一時金			
遺族給付	年金		
	一時金		

３．掛金拠出状況

（単位：円、％）

	納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
標準掛金					
特別掛金					
特例掛金					
事務費掛金					

４．年金通算状況

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継（老齢給付）	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	

５．積立状況

（単位：千円）

純資産額①	
責任準備金②	
最低積立基準額③	
①／②	
①／③	

６．備考

記載上の注意

１．適用状況

実施事業所数及び加入者数

(1)「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該規約型企業年金を実施している適用事業所の数を記入すること。

(2)「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

２．給付状況

(1)「年金」の「件数」欄には、今年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、１人を１件とする。

(2)「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今年度末の年金額の合計を記入すること。

(3)「一時金」の「件数」欄には、今年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、１人を１件とする。

(4)「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。

(5)設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。

３．掛金拠出状況

(1)「納付決定額」欄には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度に関わらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。

○　資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき

〇　その他事業主が拠出額を決定したとき

(2)「納付済額」欄には、今年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。

(3)「不納欠損額」欄には、今年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記入すること。

(4)「未納額」欄には、次により記入すること。

「未納額」＝「納付決定額」－「納付済額」－「不納欠損額」

４．年金通算状況

「件数」欄には、今年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、１人を１件とする。

５．積立状況

(1)「純資産額①」欄には、契約者価額を記載すること。

(2)「責任準備金②」欄には、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率により計算された責任準備金を記載すること。

(3)「最低積立基準額③」欄には、最低積立基準額（数理債務の額に基づき合理的に計算した額を用いる場合はその額）を記載すること。

(4)「①／②」欄及び「①／③」欄には、少数点以下第２位まで記載（小数点以下第３位未満は切り捨て。）すること。

(5)最低積立基準額として数理債務の額に掛金徴収又は給付支給の遅延により又は契約者価額の計算と数理債務の計算における利息を付加する時期の差違により生じる過不足（契約者価額の２％を下回るものに限る）を加減した額を用いている場合は備考欄に加減した額の内訳を記載すること。

第２　前記第１は、平成２６年４月１日から適用する。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成十四年三月二十九日年企発第〇三二九〇〇三号・年運発第〇三二九〇〇二号）

新旧対照表

新	旧
（略） 一．～二．（略） 三．規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項 （１）申請書類等 事業主等が規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあっては、以下により申請するよう指導すること。なお、複数の事業主により規約型企業年金を実施しようとする場合又は実施している場合における規約の承認の申請等については、代表事業主を定め、その代表事業主が行うものであることに留意すること。 ①（略） ②　前記①において、次の書類については、様式Ｃ１に掲げる書類「年金数理に関する確認」が添付されていること。 (ｱ)～(ｳ)（略） (ｴ)　終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類（終了の承認又は解散の認可の申請時の書類に限る。）（様式Ｃ５参照）ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、様式Ｅ２により作成されたものであること（１．給付の状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。 （２）～（５）（略） 四．報告書の提出について 事業主等は、毎事業年度終了後四月以内に事業及び決算に関する報告書を提出することとなっているが、当該報告書の受理にあたっては、次に掲げる事項について留意すること。 （１）～（４）（略） （５）（１）及び（２）にかかわらず、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式Ｅ２によるものとし、「年金数理に関する確認」（様式Ｃ１）が添付されたものであること。 （６）（１）及び（２）にかかわらず、受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式Ｅ４によるものとし、「年金数理に関する確認」（様式Ｃ１）が添付されたものであること。 五．確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について 清算の業務は、供託法等の関連法規によるほか次により取り扱うものであること。 （１）財産目録等の承認申請 確定給付企業年金法施行規則（平成１４年厚生労働省令第２２号。以下「規則」という。）第１００条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、①から③に代えて、終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し、様式Ｅ２により作成されたものであること（１．給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。 ①～③（略） （２）決算報告書の承認 規則第１０３条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する決算報告書の承認の申請に関す	（略） 一．～二．（略） 三．規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項 （１）申請書類等 事業主等が規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあっては、以下により申請するよう指導すること。なお、複数の事業主により規約型企業年金を実施しようとする場合又は実施している場合における規約の承認の申請等については、代表事業主を定め、その代表事業主が行うものであることに留意すること。 ①（略） ②　前記①において、次の書類については、様式Ｃ１に掲げる書類「年金数理に関する確認」が添付されていること。 (ｱ)～(ｳ)（略） (ｴ)　終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類（終了の承認又は解散の認可の申請時の書類に限る。）（様式Ｃ５参照）ただし、受託保証型確定給付企業年金の場合は、様式Ｅ２により作成されたものであること（１．給付の状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。 （２）～（５）（略） 四．報告書の提出について 事業主等は、毎事業年度終了後四月以内に事業及び決算に関する報告書を提出することとなっているが、当該報告書の受理にあたっては、次に掲げる事項について留意すること。 （１）～（４）（略） （５）（１）及び（２）にかかわらず、受託保証型確定給付企業年金の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式Ｅ２によるものとし、「年金数理に関する確認」（様式Ｃ１）が添付されたものであること。 五．確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について 清算の業務は、供託法等の関連法規によるほか次により取り扱うものであること。 （１）財産目録等の承認申請 確定給付企業年金法施行規則（平成１４年厚生労働省令第２２号。以下「規則」という。）第１００条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、受託保証型確定給付企業年金の場合は、①から③に代えて、終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し、様式Ｅ２により作成されたものであること（１．給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。 ①～③（略） （２）決算報告書の承認 規則第１０３条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する決算報告書の承認の申請に関す

新	旧
る書類は、次により作成されたものであること。ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、①及び②の作成を要しないこと。 ①～③（略） （３）（略） 六．～八．（略）	る書類は、次により作成されたものであること。ただし、受託保証型確定給付企業年金の場合は、①及び②の作成を要しないこと。 ①～③（略） （３）（略） 六．～八．（略）

新

（別紙１）

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準

（略）

規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
（略）	（略）	（略）
三－二　給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項	(1)～(3)　（略）	（略）
	(4)給付の額の算定方法	
	（略）	（略）
	①～②　（略）	（略）
	③年金給付の額の改定	（略）
	年金として支給する給付の額は、当該給付が支給される間において、規約で定めるところにより当該給付の額を改定することができる。（令第二十四条第三項）	・規則第二十八条第二項第二号ロに規定する給付の額の改定を行う場合であって、「あらかじめ定めた給付の額」（給付の最低保証に相当する額）についても、一定期間ごとに、規則第二十六条第三項第一号の予定利率を下回らない範囲で規則第二十八条第一項に規定する指標に応じて改定する場合は、以下のとおりの取扱いとすること。
		（略）
	④キャッシュバランスプラン及び額の改定に用いる指標（規則第二十九条） ・次のいずれかであること。 （ア）定率 （イ）国債の利回り （ウ）積立金の運用利回りの実績 （エ）(ア)、(イ)、(ウ)に掲げる率を組	（略）

旧

（別紙１）

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準

（略）

規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
（略）	（略）	（略）
三－二　給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項	(1)～(3)　（略）	（略）
	(4)給付の額の算定方法	
	（略）	（略）
	①～②　（略）	（略）
	③年金給付の額の改定	（略）
	年金として支給する給付の額は、当該給付が支給される間において、規約で定めるところにより当該給付の額を改定することができる。（令第二十四条第三項）	・規則第二十八条第二項第二号ロに規定する給付の額の改定を行う場合であって、「あらかじめ定めた給付の額」（給付の最低保証に相当する額）についても、一定期間ごとに、改定時の前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち最も低い下限予定利率を下回らない範囲で規則第二十八条第一項に規定する指標に応じて改定する場合は、以下のとおりの取扱いとすること。
		（略）
	④キャッシュバランスプラン及び額の改定に用いる指標（規則第二十九条） ・次のいずれかであること。 （ア）定率 （イ）国債の利回り （ウ）（ア）、（イ）に掲げる率を組み合わせたもの （エ）（イ）、（ウ）に掲	（略）

新	旧

新

	み合わせたもの （オ）（イ）、（ウ）、（エ） に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの ・再評価に用いる指標は、当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回らないものであること	
（略）	（略）	（略）
三－三～三－十一（略）	（略）	（略）

（別紙２）（略）

別紙３　申請書類一覧
（規約型企業年金）

様式番号	承認事項等／必要な書類	規約の承認	規約変更の承認	規約変更の届出	規約の統合	規約の分割	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継 移転	承継存続	承継新規	終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転
（略）													
	権利義務の移転に係る同意を得たことを証する書類（注４）						○						○
C２	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○	●	●	○	●	●				○
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類（注５）		○										
（略）													
C４	財政再計算報告書（注６）		○	○			○	●					○
	財政再計算を行わな		○	○									

旧

	げる率にその上限又は下限を定めたもの ・上記の率は、零を下回らないものであること	
（略）	（略）	（略）
三－三～三－十一（略）	（略）	（略）

（別紙２）（略）

別紙３　申請書類一覧
（規約型企業年金）

様式番号	承認事項等／必要な書類	規約の承認	規約変更の承認	規約変更の届出	規約の統合	規約の分割	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継 移転	承継存続	承継新規	終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転	適格退職年金からの権利義務の承継 承継存続	承継新規
（略）															
	実施事業所の増減に係る同意を得たことを証する書類（注４）		○				○	○					○	○	
	権利義務の移転に係る同意を得たことを証する書類（注５）						○						○		
C２	給付の設計の基礎を示した書類	●	○		●	●	○	●	●				○	●	●
	給付の額の減額に係る同意を得たことを		○												

新

		い理由を示した書類（注６）												
		直近の決算に関する報告書（注７）		○	○									
		資産管理運用契約に関する書類（注８）	●							●				
		労働協約等の写し（注９）	○	○	○									
（略）														
		確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類（注１０）		○							○			
（略）														
	その他の添付書類													
		労使合意に至るまでの労使協議の経緯（注１１）	●	○	○	●	●	●	●	●	●			●
		厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○	○									
		承認前の制度の規約				●	●							

旧

		証する書類（注６）														
（略）																
C４		財政再計算報告書（注７）		○	○			○	●					○	●	
		財政再計算を行わない理由を示した書類（注７）		○	○											
		直近の決算に関する報告書（注８）		○	○											
		資産管理運用契約に関する書類（注９）	●							●						●
		労働協約等の写し（注１０）	○	○												○
（略）																
		確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類（注１１）		○							○					
（略）																
	その他の添付書類															
		労使合意に至るまでの労使協議の経緯（注１２）	●	○	○	●	●	●	●	●	●			●	●	●
		厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○											○	●
		承認前の制度の規約				●	●									
		適格退職年金契約に係る退職年金規定等													●	●

新	旧

新

（基金型企業年金）

様式番号	認可事項等／必要な書類	設立認可	規約変更の認可	規約変更の届出	基金の合併			基金の分割			他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			解散認可	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転
					合併前基金	合併後存続基金	合併後設立基金	分割前基金	分割存続基金	分割設立基金	移転	承継存続	承継新設				
（略）																	
	加入者となる者の数を示した書類	●	○	○					●	●	○	○	●				○
（略）																	
	権利義務の移転に係る同意を得たことを証する書類（注4）										●						●
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○		●	●		●	●	○	●	●				●
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類（注5）		○														
（略）																	
C4	財政再計算報告書（注6）		○	○		●			●		○	●					●
	財政再計算を行わない理由を示した書類（注6）		○	○													
	直近の決算に関する報告書（注7）		○	○													
	資産管理運用契約に関する書類（注8）	●											●				
	労働協約等の写し（注9）	○	○	○													
（略）																	
	確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証		○											○			

旧

（基金型企業年金）

様式番号	認可事項等／必要な書類	設立認可	規約変更の認可	規約変更の届出	基金の合併			基金の分割			他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継			解散認可	財産目録等の承認	決算報告書の承認	厚生年金基金への権利義務の移転	適格退職年金からの権利義務の承継	
					合併前基金	合併後存続基金	合併後設立基金	分割前基金	分割存続基金	分割設立基金	移転	承継存続	承継新設					承継存続	承継新設
（略）																			
	加入者となる者の数を示した書類	●	○						●	●	○	○	●				○		●
（略）																			
	実施事業所の増減に係る同意を得たことを証する書類（注4）		○								○	○					○	○	
	権利義務の移転に係る同意を得たことを証する書類（注5）										●						●		
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○			●	●		●	●	○	●	●				●	●	●
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類（注6）		○																
（略）																			
C4	財政再計算報告書（注7）		○	○		●			●		○	●					●	●	
	財政再計算を行わない理由を示した書類（注7）		○	○															
	直近の決算に関する報告書（注8）		○	○															
	資産管理運用契約に関する書類（注9）	●											●						●
	労働協約等の写し（注10）	○	○																○

新	旧

新

	する書類（注１０）																
（略）																	
	その他の添付書類																
	労使合意に至るまでの労使協議の経緯（注１１）	●	○								●	○	●	○			●
	厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○	○													

（表の見方）　（略）
（申請にあたっての注意事項）
（注１）～（注３）（略）

（注４）～（注１２）（略）
（注１３）　閉鎖型受託保証型確定給付企業年金については、（注１２）に加えて更に、「掛金の計算の基礎を示した書類」の提出を要しないこと。また、財政再計算の計算基準日の属する年度の事業及び決算に関する報告書の提出により、財政再計算報告書の提出があったものとすること。
（注１４）受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）については、様式Ａ１の書類に代えて様式Ｅ３の提出を可能とする。
別添　（略）

別紙４　（略）

（別紙５）

企業年金基金監事監査規程要綱

（略）
様式１（略）
様式２

旧

（略）																			
	確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類（注１１）		○											○					
（略）																			
	その他の添付書類																		
	労使合意に至るまでの労使協議の経緯（注１２）	●	○								●	○	●	○			●	○	●
	厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○															○	●
	適格退職年金契約に係る退職年金規定等																	●	●

（表の見方）　（略）
（申請にあたっての注意事項）
（注１）～（注３）（略）
（注４）（略）
（注５）～（注１３）（略）
（注１４）　受託保証型確定給付企業年金については、（注１３）に加えて更に、「掛金の計算の基礎を示した書類」の提出を要しないこと。また、財政再計算の計算基準日の属する年度の事業及び決算に関する報告書の提出により、財政再計算報告書の提出があったものとすること。

別添　（略）

別紙４　（略）

（別紙５）

企業年金基金監事監査規程要綱

（略）
様式１（略）
様式２

新	旧
（略） 別紙 （略） 決算関係監査調書 （略） １（略） ２　事業報告書	（略） 別紙 （略） 決算関係監査調書 （略） １（略） ２　事業報告書

新：

事　項		内　容
適　用	企業、実施事業所及び加入者の概況	適・否
給　付	年金たる給付の裁定 一時金たる給付の裁定	適・否 適・否
掛　金	標準掛金の納付 特別掛金の納付 特例掛金の納付 事務費掛金の納付	適・否 適・否 適・否 適・否
資産運用	資産構成割合 運用機関別資産残高 （自家運用の状況）	適・否 適・否 適・否

旧：

事　項		内　容
適　用	企業、実施事業所及び加入者の概況	適・否
給　付	年金たる給付の裁定 一時金たる給付の裁定	適・否 適・否
掛　金	標準掛金の納付 特別掛金の納付 特例掛金の納付 事務費掛金の納付	適・否 適・否 適・否 適・否
資産運用	資産構成割合 運用機関別資産残高 （自家運用の状況）	適・否 適・否 適・否
業務委託	業務委託先 業務委託内容	適・否 適・否
福祉事業	福祉事業の内容	適・否

新	旧
３～６　（略） 様式３（略） （別紙６）～（別紙７）　（略）	３～６　（略） 様式３（略） （別紙６）～（別紙７）　（略）
様式Ａ１～様式Ｃ２－イ　（略）	様式Ａ１～様式Ｃ２－イ　（略）
様式Ｃ２－ウ　給付の設計の基礎を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金） １．～３．（略） ４．給付の額の改定（受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）に限る。） □　有　　　□　無 （額の改定の方法） ［　　　　　　　　］	様式Ｃ２－ウ　給付の設計の基礎を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金） １．～３．（略）

新	旧
5．給付の支給要件 （略） 6．規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額（規約変更時のみ） （略） 様式Ｃ２－エ～様式Ｃ７－ア（略） 様式Ｃ７－イ　積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類 1．及び2．（略） 3．純資産額及び数理上資産額 （略） （注）4の⑭が正の場合⑦、負の場合⑥に当該額の絶対値を記入するものとする。（評価方法が時価方式の場合は、いずれも零。） 4．（略） 5．数理債務及び責任準備金 （略） （注）複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（以下7及び8において同じ。） 6．～8．（略） 様式Ｃ７－ウ～様式Ｃ７－エ（略） 様式Ｃ７－オ　積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金） 1．及び2．（略） 3．純資産額及び数理上資産額 （略） （注）4の⑭が正の場合⑦、負の場合⑥に当該額の絶対値を記入するものとする。（評価方法が時価方式の場合は、いずれも零。） 4．（略） 5．数理債務及び責任準備金 （略） （注）複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（以下7及び8において同じ。） 6．（略） 7．最低積立基準額	4．給付の支給要件 （略） 5．規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額（規約変更時のみ） （略） 様式Ｃ２－エ～様式Ｃ７－ア（略） 様式Ｃ７－イ　積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類 1．及び2．（略） 3．純資産額及び数理上資産額 （略） （注）3の⑭が正の場合⑦、負の場合⑥に当該額の絶対値を記入するものとする。（評価方法が時価方式の場合は、いずれも零。） 4．（略） 5．数理債務及び責任準備金 （略） （注）複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（以下6及び7において同じ。） 6．～8．（略） 様式Ｃ７－ウ～様式Ｃ７－エ（略） 様式Ｃ７－オ　積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金） 1．及び2．（略） 3．純資産額及び数理上資産額 （略） （注）3の⑭が正の場合⑦、負の場合⑥に当該額の絶対値を記入するものとする。（評価方法が時価方式の場合は、いずれも零。） 4．（略） 5．数理債務及び責任準備金 （略） （注）複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（以下6及び7において同じ。） 6．（略） 7．最低積立基準額

新	旧
（略） （注）再計算時など簡易な計算方法を用いない場合は、様式Ｃ７－イの７の様式に記載すること。 ８．（略） 様式Ｃ７－カ～様式Ｄ（略） 様式Ｅ１ （規約型企業年金規約承認申請書）＜加入者が存在しない場合＞ 第　　　号 平成　年　月　日 ○○○○厚生（支）局長 住　　所 事業所名称 事業主名　　　　印 規約型企業年金規約承認申請書 （閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合） （閉鎖型受託保証型確定給付企業年金） 標記について、確定給付企業年金法第３条第１項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。なお、本申請により実施しようとする確定給付企業年金には加入者が存在しないことを申し添えます。 記 １．～７．（略） （注）閉鎖型受託保証型確定給付企業年金規約の承認申請の場合、５．の書類の提出を要しないこと。 様式Ｅ２ 平成　年　月　日 規約型企業年金事業及び決算に関する報告書 ＜閉鎖型受託保証型確定給付企業年金＞ （決算日　平成　年　月　日）	（略） （注）再計算時など簡易な計算方法を用いない場合は、様式Ｃ７－イの６の様式に記載すること。 ８．（略） 様式Ｃ７－カ～様式Ｄ（略） 様式Ｅ１ （規約型企業年金規約承認申請書）＜加入者が存在しない場合＞ 第　　　号 平成　年　月　日 ○○○○厚生（支）局長 住　　所 事業所名称 事業主名　　　　印 規約型企業年金規約承認申請書 （受託保証型確定給付企業年金の場合） （受託保証型確定給付企業年金） 標記について、確定給付企業年金法第３条第１項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。なお、本申請により実施しようとする確定給付企業年金には加入者が存在しないことを申し添えます。 記 １．～７．（略） （注）受託保証型確定給付企業年金規約の承認申請の場合、５．の書類の提出を要しないこと。 様式Ｅ２ 平成　年　月　日 規約型企業年金事業及び決算に関する報告書 ＜受託保証型確定給付企業年金＞ （決算日　平成　年　月　日）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
規約番号
事業主名
１．及び２．（略）
記載上の注意（略）

様式Ｅ３
（規約型企業年金規約承認申請書）

第　　　号
平成　年　月　日

○○○○厚生（支）局長

住　　所
事業所名称
事 業 主 名　　　　　印

規約型企業年金規約承認申請書
（受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。））

標記について、確定給付企業年金法第３条第１項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

１．規約型企業年金規約（案）
２．労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書
３．労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
４．給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
５．労働協約等の写し
６．退職金規程及び退職手当制度の適用範囲を証する書類
７．労使合意に至るまでの経緯
</td><td>
規約番号
事業主名
１．及び２．（略）
記載上の注意（略）
</td></tr>
</table>

新	旧
8．厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	

様式Ｅ４

平成　年　月　日

規約型企業年金事業及び決算に関する報告書

<受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）>

（決算日　平成　年　月　日）

規約番号

事業主名

１．適用状況

実施事業所数及び加入者数　（単位：人）

実施事業所数		加入者数	（　　）

※（　）内は前年度末現在の加入者数

２．給付状況

件数及び金額

		件数	金額（円）
老齢給付	年金		
	一時金		
脱退一時金			
遺族給付	年金		
	一時金		

３．掛金拠出状況　（単位：円、%）

	納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
標 準 掛 金					
特 別 掛 金					
特 例 掛 金					

新	旧
(see below)	

事務費掛金					

4．年金通算状況

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継（老齢給付）	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	

5．積立状況

（単位：千円）

純資産額①	
責任準備金②	
最低積立基準額③	
①／②	
①／③	

6．備考

記載上の注意

1．適用状況

実施事業所数及び加入者数

(1)「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該規約型企業年金を実施している適用事業所の数を記入すること。

(2)　「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

2．給付状況

(1)「年金」の「件数」欄には、今年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、１人を１件とする。

(2)「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今年度末の年金額の合計を記入すること。

(3)「一時金」の「件数」欄には、今年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、１人を１件とする。

新	旧
(4)「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。 (5)設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。 ３．掛金拠出状況 (1) 「納付決定額」欄には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度に関わらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。 ○　資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき ○　その他事業主が拠出額を決定したとき (2) 「納付済額」欄には、今年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。 (3) 「不納欠損額」欄には、今年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記入すること。 (4) 「未納額」欄には、次により記入すること。 「未納額」＝「納付決定額」－「納付済額」－「不納欠損額」 ４．年金通算状況 「件数」欄には、今年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、１人を１件とする。 ５．積立状況 (1) 「純資産額①」欄には、契約者価額を記載すること。 (2) 「責任準備金②」欄には、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率により計算された責任準備金を記載すること。 (3) 「最低積立基準額③」欄には、最低積立基準額（数理債務の額に基づき合理的に計算した額を用いる場合はその額）を記載すること。 (4) 「①／②」欄及び「①／③」欄には、小数点以下第２位まで記載（小数点以下第３位未満は切り捨て。）すること。 (5)最低積立基準額として数理債務の額に掛金徴収又は給付支給の遅延により又は契約者価額の計算と数理債務の計算における利息を付加する時期の差違により生じる過不足（契約者価額の２％を下回るものに限る）を加減した額を用いている場合は備考欄に加減した額の内訳を記載すること。	